

未払い賃金請求訴訟速報シリーズ No.3 :佐賀大学、福井大学

—佐賀大学 11月7日、福井大学 11月11日に提訴—

佐賀大学退職金引き下げ無効訴訟 速報 No.1 (2013年11月11日発行) より
全大教九州地区協議会事務局

11月7日、この春佐賀大学を定年退職された佐賀大学教職員組合の元組合員2名が、国家公務員の退職金減額に準じた退職金引き下げに対して、佐賀大学法人を相手取り減額分の支払いを求める訴訟を提訴しました。その後佐賀県弁護士会館で記者会見を行いました。

11月7日に佐賀地方裁判所に訴状が提出されました。合計約364万円の未払い退職金の支払いを求めるものです。

13時45分から、佐賀県弁護士会館において原告代表1名、弁護士4名、佐賀大学教職員組合から2名、全大教九州から1名で、提訴を行った報告の記者会見を行いました。会見にはNHKや各報道機関9名が参加しました。会見では、弁護士から提訴に至った経緯が報告され、単に退職金の支払いを求めるのではなく、大学の自主性・自律性を確保することを目指しているとの説明がありました。

その後原告を代表して豊島耕一佐賀大学名誉教授が、「経済的損失を回復すると同時に、今回の大学の決定の背景にある国立大学と文科省、政府との関係の問題点も同時に明らかにしたい。」と訴えました。

佐賀大学教職員組合は、「佐賀大学において正常な労使関係が損なわれることに抵抗し、正常化するための職員の方々の努力に、たとえ微力でも加わりたい」として提訴に踏み切った原告に対し、訴訟費用の一部を含む支援を行うことを表明しました。同時に全大教九州協議会も佐賀大学教職員組合と協力して支援を行うことを表明しました。

記者からは「就業規則変更が無効である、という訴訟ではないのか。」「他の大学で、政府の要請に従わなかったところはあるのか。」などの質問がありました。会見時間も約50分と予想以上に長いものとなり、記者としても関心が高いように受け止められました。

8日の朝刊では読売新聞、毎日新聞、西日本新聞、佐賀新聞、朝日新聞の各紙が、地方版で報道しま



した。このことから、関心が深いことが受け止められます。

今回準備時間が無かったこともあり、報告集会は開催されませんでした。口頭弁論など始まりましたら、九州地区単組の傍聴支援をお願いするとともに、報告集会を開き裁判の進捗状況や争点などについて、弁護士団から報告をいただきたいと思っています。

まずは九州地区単組の支援をお願いいたします。

2元教授 佐賀大を提訴
「退職金引き下げは違法」

国からの要請により、大学職員の退職金を引き下げたのは労働契約法などに違反するとして、元佐賀大教授2人が7日、大学を相手取り、退職金の引き下げ額分計約364万円の支払いを求め、佐賀地裁に提訴した。

国立大学法人・佐賀大は、国から国家公務員退職手当改正法(昨年11月成立)に基づく退職金引き下げの要請を受け、昨年12月末に就業規則を改正し、引き下げを決定。しかし、同法人職員には労働契約法が適用され、就業規則を不利益変更して労働条件を一方的に引き下げることが認められないとされる。

原告の一人の豊島耕一・佐賀大名誉教授は「引き下げは適切な手続きを踏むことなく行われ、全く理不尽なもの」と訴えた。

佐賀大は「事実を確認していないのでコメントできない」としている。

【生野貴紀】

11月8日付 毎日新聞

元教授2人「退職金引き下げ手続き違法」
支払いを求め 佐賀大を提訴

佐賀大の元教授2人が7日、国家公務員の退職手当の引き下げに伴う国の要請を受けて、退職金を引き下げた大学の手続きが、労働契約法や労働基準法に違反しているとして、大学に引き下げ分の退職金計約364万円の支払いを求める訴えを佐賀地裁に起こした。

訴状によると、佐賀大は昨年12月26日、役員会で今年1月1日から退職金を5・77%減らす職員退職手当規定の改定をしたが、就業規則変更に必要な教職員全体への周知や、過半数を占める団体の代表者への意見聴取が実行されておらず、「一方的な不利益変更で無効だ」と主張している。

今年3月末に退職した元教授2人は退職金がそれぞれ約191万4千円、172万5千円減らされたという。会見した原告の一人豊島耕一・元教授(66)は「そもそも佐賀大は独立行政法人になつたにもかかわらず、国が大学に引き下げを要請するのはおかしい」と話した。

提訴について佐賀大報道室は「訴状が届いておらずコメントできない」としている。

11月8日付 朝日新聞

(文責 全大教九州地区協議会 事務局 磯野健一)

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No.15 2013. 11. 21	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

〈福井大学教職員組合〉

未払い賃金請求訴訟を福井地裁に提訴 11月11日(月)

先日の11月11日(月)11時に福井大学教職員組合員である「未払い賃金等請求訴訟原告団」(13人)は福井地方裁判所に提訴しました。11時前に原告団は請求訴訟の横断幕をもって福井地裁まで行進し、11時に提訴の手続きを行いました。

その後、弁護士会館で11時15分から12時まで記者会見を行いました。取材には報道機関8社が参加し、茂呂信吾弁護士



の司会のもと、①原告団長の山根清志氏(福井大学教授)による提訴の趣旨説明、②副団長の月原敏博氏(同教授)による闘いの経過報告、③弁護団長の島田弁護士による訴状説明、④全大教の中嶋哲彦氏(中央執行委員長)と長山泰秀氏(書記長)による全国の闘いの現状についての報告、が約30分程度行なわれました。基本的な争点は「就業規則の不利益変更の合理性が認められるか」です。山根団長は、今回の裁判は未払い賃金を取り戻すという闘いであると同時に、大学における民主主義の問題でもあり、大学の自治・学問の自由の問題でもあると訴えられました。報告後記者からの質問がいくつか出されましたが、最後に海道宏実弁護士は、今回の訴訟は未払い賃金を取り戻すという経済的な要求だけではなく、山根団長も強調されたように、大学の自治や学問の自由を掲げた闘いでもあるということを強調しました。

〈提訴の争点〉

① 賃金減額無効

- ア 最大10%の減額幅は大きい
- イ 人事院勧告に基づいて切り下げられた賃金をさらに切り下げるもので不当
- ウ 福井大学の給与水準は、国家公務員・他国立大学法人と比較して、少ない
- エ 看護師等の一部職員のみ、減額対象となっていないのは不合理
- オ 減額幅を圧縮している大学がある中で、減額回避・緩和措置が検討されていない
- カ 財政上の必要性が示されていない
- キ 大学側は給与減額を既定路線として説明するばかりで、誠実な団体交渉がなされていない

② 退職手当減額無効

- ア 平均400万円の減額を目標とするもので減額幅が大きい
- イ 減額の必要性(大学の財政状況、職員の退職手当が民間と比較して不相応な状況にあることなど)が示されていない
- ウ 不誠実な団体交渉

〈原告団の結成大会開催される〉

11月11日の提訴に先立って、11月5日(火)18時30分から19時30分まで教育地域科学部11講義室で原告団の結成大会が開催されました。参加者は24人。内容は、①山根原告団長の挨拶、②訴訟弁護団の紹介と挨拶、③全大教及び県内外の支援団体からの連帯の挨拶(全大教・村井副執行委員長、吉田高教組委員長、県国公)、④この間の経過報告と今後の方針、⑤参加者からの発言、⑥閉会の挨拶。参加者からは、生活設計が大変な事態になっていること、このまま黙ってはいられず、どこに不満や要求をぶつけていいのか、という怒りの声が聞かれました。結成大会は提訴に向けた意思統一を確認する場となりました。終了後、牧島荘にて懇親の場を持ちました。

(『原告団ニュース』第1号より一部転載)

※組合員の方は、福井大教職員組合の「訴状」「福井新聞」などを全大教HPよりご覧頂けます。ログインには、IDとパスワードが必要です。組合事務所までお問い合わせください。